



送	受	及	號	局	議	合	主
第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號
月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日

施行高十五部
警務部

日月付受及號局管主

丙

施行 十二月二十四日

本件、施行所名簿へ寄送付

起 昭和十七年十二月十八日

警務部第九三〇號
局長

主任

課長

案

年月日 局長

通信者電務局長宛

警備通信取扱ノ件

九月二十七日付電業第一二八號ヲ以

規格 第三

予内外地間ニ於ケル警備通信取扱ニ
付御照會之外地間係能ト協議ノ結
果、之ヲ利用機關及關係電報番號
左記ノ通決定致候ニ付及云報候
追而台湾總督府關係分未着ニ付
到達次第追報可致候

記

一、内務省警保局

警保局長室	〇七九六
警務課	五七二七 (夜間)
警備課	五六一三 (夜間)
保安課	四七〇九
外事課	四二七九
經濟保安課	二〇三三

(備考) 檢閲課 九の(23) 六一五七
(夜間)ト附記シタルハ夜間ノ直通ニシテ
畫向、銀座五六一、五五二一ヨリ連絡ス

二、朝鮮總督府警務局

警務局長室	(電) 四二〇五
防護課	(電) 四二〇四
保安課	(電) 四二〇四
圖書課	(電) 四一九八
局長官舎	(本) 一〇六五
保安課先室	(電) 六一一一 (執務時向外出)
圖書課先室	(電) 六一〇九
衛生課	(電) 一四〇三
圖書課	(電) 五七五
宿直室	(電) 五七四

總督府代表 (光) 二、一〇〇 (發着英用)
 (一) 一、四〇〇 (着使專用)
 (一) 五、七〇〇 (着信專用)

(備考) (光) トアハ、光化門局、(本) トアハ本局ヲ示ス

四、樺太駐警隊部

警務部 豊原三、一一二
 警務課 “ 二、八七四 (書向ノ)

五、南洋廳内務部

警務課 本 (一〇二) 書、由、失
 (大、一〇) (本、由、失、由、失)

三、台湾總督府警務部

警務部長 台北 二、七〇一 (構内二、六九)
 警務課長 “ “ “ (二、四七)
 保安課長 “ “ “ (一、七一)
 退任後當直 “ “ “ (二、一六)

16.10. 9木
善備 225 号

電業第一二一八號

昭和十六年九月廿七日

逓信省 電務局長

内務省警保局長殿

警備通信取扱ノ件

警備通信取扱規約ノ制定ニ關シ去ル七月十九日附電業第七七一號ヲ以テ御通牒置ノ處今般内外地間ニ於ケル警備通信ノ取扱ニ付外地側利用機關ヨリ豫メ内地側トノ利用區間及其ノ關係電話番號ヲ特定シ置キ實際ニ通信ヲ申込ム場合ノ便宜ヲ得タキ旨申越アリタル向モ有之ニ付テハ乍御手数費應ニ於テ豫メ各外地關係ヲ一括シ利用區間利用機關及其ノ關係電話番號(夜間ヲ含ム)ヲ協議、決定ノ上至急御連絡相煩度此段及御依頼候

外 1887 号

逓信省

5印

丙

合 議 局 號 及 受 送 月								主 管 局 號 及 付 日
第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號	
送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	
月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	
日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	

警 保 局 發 甲 第 一 九 五 號

警 保 局 長

警 務 課 長

保 安 課 長

警 務 官

案 外 事 課 長

警 務 課 長

年 月 日

警 保 局 長

警 務 課 長

保 安 課 長

警 務 官

警 務 官

警 務 官

警 務 官

案起 昭和十六年 十月十六日

施行 十月十三日

警備通信取扱ノ件

警備通信取扱ニ関シ通信省電務局長

ヨリ別紙ノ通申越ノ次第ニ有土候ニ付テハ

本件通信ニ関ス貴社ニ於ケル 利 甲級関

及関係電話番號至急御回示相煩度候

追テ当社ニ於ケル本件電話左記ノ通

ニ付御了知相成度候

記

内務省警備局警務課 (銀座) 五、六、二七 (夜間)

警備課 〃 五、六一三 (夜間)

保安課 〃 四、七〇九

外事課 〃 五、二七九

経済保安課 〃 三、〇三三

板倉課 〃 六、一五七

(備考) (夜間) 卜附記シテハ夜間ノ直通ニシテ書向ハ

(銀座) 五、六一番、五、六二番ヨリ連絡ス

(別表添付ノリ)



大日本帝國政府

警保局警務發中第一九五號

昭和十六年十月十三日

內務省 警保局長

警備通信取扱ノ件

警備通信取扱ニ關シ警備省電務局長ヨリ別紙ノ通申越ノ次第モ有
之候ニ付ハ本件通信ニ關スル貴廳ニ於ケル利用機關及關係電
番號並志願回示相成候
退而冠廳ニ於ケル本件電報左記ノ通ニ付御了知相成候

大日本帝國憲法

（ faint text, likely bleed-through from the reverse side of the page ）

大日本帝國政府

記

内務省警保局警務課	(銀座) 五六一三 (夜間)
全 警備課	五六一三 (夜間)
全 保安課	四七〇九
全 外事課	五二七九
全 經濟保安課	三〇三三
(備考)	
(夜間)	ト兩記シタルハ夜間ノミ直通ニシテ晝間ハ
(銀座)	五六一一番、全五六一番ヨリ連絡ス

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が並んでいる）



電業第一二一八號

昭和十六年九月廿七日

逓信省 電務局長

内務省 警保局長 殿

警備通信取扱ノ件

警備通信取扱規約ノ制定ニ關シ云ル七月十九日逓電業第七七一號ヲ以テ御通牒直ノ處今般内外地間ニ於ケル警備通信ノ取扱ニ付外越前利用板圖ヨリ豫メ内地制トノ適用區間及其ノ警備電通審議ヲ特定シ証キ其際ニ知照ヲ申込ム場合ノ限且テ待タキ旨申越アリタル向モ有之ニ付一ハ乍御手紙其旨ニ於テ係メ各外電區保ヲ一括シ利用區間有用機向及其ノ警備電通審議（夜間ヲ含む）ヲ協議、決定ノ上至急御返答相煩度此致及御依願狀

警秘第四四五號

昭和十六年十月二十日

警務局長

內務省警保局長 殿

警備通信取扱ノ件

十月十三日附警保局警務發甲第一九五號ヲ以テ來照首題ノ件當廳ニ於ケル利用機關及關係電話ハ左記ノ通致度拓務省宛通報シ置キタルニ付
諒知相成度

記

一 朝鮮總督府警務局

電話番號

(一) 執務時間中ノミ通話電話

警保局
16.10.24
警備 406 号

朝鮮總督府代表番號

(光) 三一〇〇番 (發着共用)

(〃) 一四〇〇番 (着信専用)

(〃) 五六〇番 (着信専用)

(二) 執務時間外ノミ通話電話

警務局保安課長室 (光) 三一〇九番

〃 圖書課長室 (〃) 三一〇九番

〃 衛生課室 (〃) 一四〇三番

〃 圖書課室 (〃) 五六六番

〃 宿直室 (〃) 五六四番

(三) 執務時間中ト否トニ拘ラズ通話電話

警務局長室 (光) 四二〇五番

警務局防護課室 (〃) 一四〇四番

〃 (〃) 四二〇三番

警務局保安課室 (光) 四二〇四番
 〃 圖書課室 (〃) 四一九八番
 警務局長官舎 (本) 一〇六五番
 備考 (光) トアルハ光化門局、(本) トアルハ本局ヲ示ス



内警秘第一七五一號

昭和十六年十月三十日

内務省 警保局長 殿

南洋廳 内務部長

警備通信取扱ノ件

十月十三日附警保局警務發甲第一九五號ヲ以テ御照會ニ係ル首題ノ件左記ノ通ニ付此段及回答候也

記

南洋廳内務部警務課

二一〇番
七〇〇番

(晝夜間共)
(休祭日
至自午後三八時除キ)

警保局
16.11.10
警備 555号

警保局
16.11.10
警務 131号

日本標準規格B1 361x257mm (A4)

函件 警務部 警務課

第

400番 (至) 410番 (至) 警務部 警務課 (査察課共)

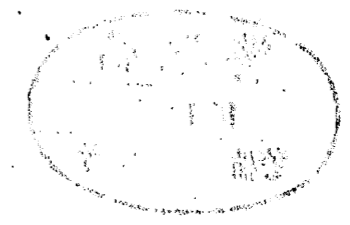
十月十三日 柳瀬尉 柳瀬尉 柳瀬尉 柳瀬尉

警務部 警務課 柳瀬尉 柳瀬尉

内務省 警務部 警務課

昭和十六年十月三十日 内務省 警務部 警務課

南華廳 内務省 警務部



警第一七九九號 昭和十六年十二月二日

樺太廳 警務部長

内務省 警務局長 殿

警備通信取扱ニ關スル件

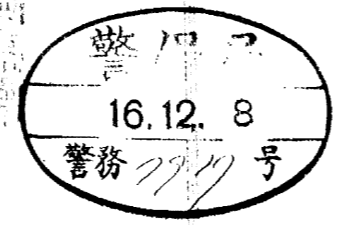
對號昭和十六年十月十三日 警務部 警務發甲第一九五號

對號御照會ニ係ル標記ノ件左記ノ通ニ有之御諒知相成度 右 同 答 ス

記

樺太廳 警務部

豊原 三一二番



全 警務課 豊原 二八六四番(晝間)
全 高等課 三二七一番(晝間)

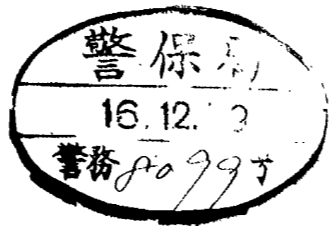
備考 (晝間) ト附記シタルハ晝間ノミ使用ノモノナリ

内警秘第一七五一號

昭和十六年十二月十一日

南洋廳 内務部

内務省 警保局長 殿



警備通信取扱ノ件

十月三十日附内警秘第一七五一號ヲ以テ通報セル警備電話番號ハ左記ノ通變更シタルニ付右通知ス

記

南洋廳内務部警務課 (二〇二番) 晝夜間共
六一〇番

昭和十六年十月二十五日

臺灣總督府警務局長

荒木 義夫

夫

內務省 警保局長 殿

警々甲第一三三一號ノ六

警備通信取扱ノ件

昭和十六年十月十三日附警保局警務發甲第一九五號ヲ以テ照會相成候旨
題ノ件左記ノ通ニ候條

右 回 報 ス

記

警務局長

臺北三七〇一番

構内二六九番

警務課長

全

二四七番

警保局
16.12.22
警備 981号

保安課長 臺北三七〇一番 構内二七一番
退廳後宿直 全 二一六番

